# 後期高齢者医療保険料が決定

書兼納付通知書」を送付します。 ,後期高齢者医療保険料額決定通知

なります。ただし、 特別徴収 (年金天引き)

後期高齢者医療の被保険者となり が年金額の2分の1を超える場合 期高齢者医療保険料を合わせた額 象となる年金の額が年間18万円未 等は、普通徴収となります。 満の方、もしくは介護保険料と後 特別徴収の対

旧被扶養者

## の軽減

## 保険料の計算方法(令和4.5年度)

前日に、

会社の健康保険や共済組合 (国民健康保険および

後期高齢者医療の被保険者になる

等の被扶養者

保険料は、 1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」の合計 1人あたりの上限額は年額66万円です。

▽□座振替を希望される方は、

付書または口座振替)となります。 完了するまでの間は、普通徴収(納

保険課か、町税等取扱金融機関へ

6か月程度かかります。 手続きが 年金からの天引きが始まるまで

納期は、7月から翌年2月までの

各月です。

お申し込みください。

普通徴収の

保険料額

ります。

また、

所得割は引き続き課

入時から2年間に限り5割軽減にな

せられません。

た方は、

保険料の均等割額が制度加

国民健康保険組合加入者を除く)だっ

均等割額 4万9,398円

所得割額(総所得金額等-基礎控除額)×9.57%

※後期高齢者医療制度では、2年ごとに保険料率が見直されます。 (参考) 令和2 · 3年度保険料率: 所得割率 9.64% 均等割額 4万8,765円

## 均等割額の軽減について

4月1日現在の世帯状況において、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療被保険者」の総所得金額等の 合計額により均等割額が軽減されます。ただし、年金所得については、通常の年金所得から特例としてさらに15 万円を控除します。

7割軽減

◆43万円+「10万円×(給与所得者等※1の人数-1)]以下の世帯

5割軽減

● 43 万円 + (29 万円 × 被保険者数)+[10 万円 ×(給与所得者等の人数ー 1)] 以下の世帯

2割軽減

◆ 43 万円 + (53.5 万円 × 被保険者数)+[10 万円 ×(給与所得者等の人数 – 1)] 以下の世帯

て振込みをさせたり、

金融機関の

注意 時間

コールセンターは受信専用で 還付金の案内や□座を指定し

午前8時45分から午後5時15分

※1 給与所得者等とは、給与所得(給与収入が55万円を超える者) または、公的年金等にかかる所得(前年の12月31日 現在65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、前年の12月31日現在65歳以上の

者にあっては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)を有する者をいいます。

限が異なります。 ▽**70歳になる方**…誕生日の月末まで ▽**75歳になる方**…誕生日の前日まで (ただし、1日が誕生日の方は誕生

日の前日まで)

## 保険証の有効期限に ご注意ください

で送付します。

い保険証は、7月下旬に「簡易書留. 期限は7月3日(月) までです。

現在交付されている保険証の有効

新し

月1日から翌年の7月31日までです。 国民健康保険証の有効期限は、 8

ただし、次に該当される方は有効期

## 国 とは一切ありません。 ATMの操作を指示したりするこ 民健 康保険証を更新します

期間 4月1日(日)から令和6年 ※7月15日から8月2日は土日祝も ※土日祝、 3月3日(日 月3日は閉鎖 (ご利用には通話料がかかります) **₹**0570-011558 12月2日から令和6年1

保険料の算定方法や保険証の負担割 台等についてのコールセンタ

らない方は、戸籍要がありません。

戸籍保険課までお問

所得区分が分か

※国保税を滞納していると、

い合わせください。

の交付を受けられません。

## 入院等で医療費が高額になる方へ

※70歳から74歳の高齢世帯で、 担限度額までの窓口負担ですみま 機関に提示することにより、 用・標準負担額減額認定証」 ※現在交付されている認定証の有効 てください。 **度額適用認定証\_** て払い戻しされます。 負担が自己負担限度額を超えた場合 引き続き認定証が必要な方は8月 期限は7月31日 かる書類、 発行を希望する方の個人番号の分 非課税世帯でない方) 方(課税所得が145万円未満で 所得690万円以上および一般の より申請を受け付けます。 あらかじめ申請して交付を受け 後日申請により高額療養費とし |療機関で1か月に支払った窓口 (写真なしの場合は2点) 保険証、 顔写真付きの身分証明 または 世帯主と認定証 (月) までです。 受診時に は申請の必 「限度額適 を医療 自己負

### 70歳から74歳の高齢世帯に係る自己負担限度額

所得区分	外来 (個人単位)	自己負担限度額 (世帯単位)									
課税所得 690万円以上	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降14万100円】										
課税所得 380万円以上	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降9万3,000円】										
課税所得 145万円以上	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降4万4,400円】										
— 般	1万8,000円 (年間上限14万4,000円	5万7,600円 【4回目以降4万4,400円】									
低所得Ⅱ	0.000	2万4,600円									
低所得 I	8,000円	1万5,000円									

- ※課税所得145万円以上の場合でも、世帯収入の合計金額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合 や総所得金額等から43万円を控除した金額の合計額が 210万円以下の場合は、一般となります。
- ※【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。

### 70歳未満を含む世帯に係る自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額									
所得901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降14万100円】									
所得600万円超 901万円以下	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降9万3,000円】									
所得210万円超 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降4万4,400円】									
所得210万円以下	5万7,600円 【4回目以降4万4,400円】									
住民税非課税世帯	3万5,400円 【4回目以降2万4,600円】									

- ※所得区分は、総所得金額等から43万円を控除した金額になります。
- ※【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に 達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下 がります。

勇敢にカラスに挑む親燕	老猫の仕草主人とうり二つ	席譲り合ってるうちに若い腰	出は心の宝抱き締めて	いの身を退屈させぬ畑	大口川柳ク	花筏といふほど組めず花流る	径ゆずる肩へはらりと竹落葉	名も花も知らぬ種まくプラン	川風を口いつぱひや鯉幟	) - 5 0	花筏八十路の今に漕ぎ出でむま、一袋	ē J	青梅や氷砂糖のまろみたる	そびえ立つ遠くの山や緑燃ゆ	木の芽和え豆腐や昼の一人膳		田楽やほほばる口のドラキュ	ゆるゆると青葉映して五条川	大口俳句会
数 川	天 野	松本	日比野文子	吉田	ラ	土川		水野 ター	平本	田中	Ω.	安藤	宮下		保浦	安藤	ラに辺上		
謙二	信和	加代	野文子 子	雄亮	ブ	照恵	正子	邦子	のり子	田中百百代		亮子	裕子		保浦佐代子	克典	フに 渡辺すみ子		